

群馬大学医学部附属病院と群馬大学医学部保健学科との連絡協議会規程

平成19. 6. 19 制定
改正 平成21. 6. 23

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）と群馬大学医学部保健学科（以下「保健学科」という。）との教育・研究及び医療における連携協力を推進するため、群馬大学医学部附属病院と群馬大学医学部保健学科との連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組 織)

第2条 協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 附属病院長
- (2) 保健学科長
- (3) 附属病院副病院長
- (4) 保健学科専攻主任
- (5) 検査部長
- (6) 臨床試験部長
- (7) リハビリテーション部長
- (8) 看護部長

(委 員 長)

第3条 協議会に委員長を置き、附属病院長及び保健学科長をもって充て、1年ごとに交替する。

2 委員長は、協議会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職を代行する。

(開催及び定足数)

第4条 協議会は、必要に応じて開催するものとする。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(代理者の出席及び委員以外の者の出席)

第5条 協議会は、代理者の出席を認める。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(部 会)

第6条 協議会に、具体的な事項を検討するため部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

(事 務)

第7条 協議会の事務は、総務課において処理する。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年6月23日から施行する。